

動きが見えないニカラグア運河建設計画

経済調査部 上席研究員 森川 央
morikawa@iima.or.jp

ニカラグア共和国は中米に位置する人口 617 万人、面積は日本の約 3 分の 1（北海道と九州を合わせた広さに相当する）の小国である。一人当たり GDP は約 2,000 ドルで産業は農牧業が中心である。主な輸出品はコーヒー、ゴマ、牛肉だが、金も産出する。

現在、経済は比較的好調で、2015 年の実質成長率は 4.9%（ニカラグア中央銀行）だった。インフレ率は 3.1%（2015 年）であり、2016 年に入っても 4%前後で安定している。

図 1. ニカラグア周辺地図



（出典）外務省

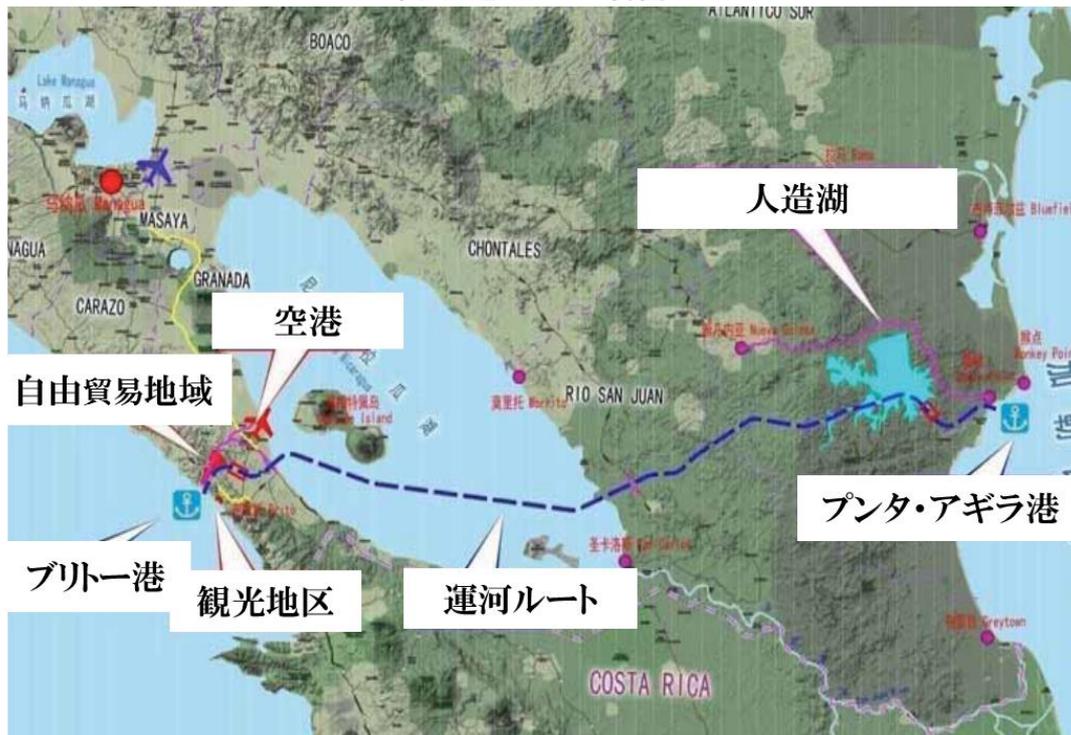
小国であるニカラグアが最近脚光を浴びた理由は、パナマ運河を上回る規模の運河を建設するという構想であった。2012 年 7 月、ニカラグア国会は、両大洋間運河建設法を可決し、政府は運河庁を設立した。翌年、香港企業 HKC 社へのコンセッション付与を含む運河関連法案が可決された。同社が中心になり 2014 年 7 月に運河ルートが発表され、同年 12 月には起工式が実施された。そして、2015 年 11 月、政府は 1 万頁に及ぶ環境社会影響評価書を発表し、計画を承認した。

計画されている運河は、延長 278km（東京から浜名湖への距離に相当。パナマ運河約

82kmの3.4倍)で、幅もパナマ運河の新レーン(55m)より広い230mとする計画である。水深も27~30mと、パナマ運河の18mより深い。

運河のうち一部はニカラグア湖(105km)を利用する。また、ダム建設により人造湖を造り395kmの水路とする計画である。実現すれば25,000個のコンテナを積載する貨物船が航行可能になる(パナマ運河は最大13,000個)大型の水路となる。総工費は約500億ドルで、2014年12月から工事を開始し、2019年12月に完成する計画であった。

図 2. 運河ルート計画



(出典) 在ニカラグア日本大使館

当初の計画では工事が始まっているはずだが、ニカラグア政府は全く情報を開示しておらず進捗状況は不明である。だが企業関係者の声を総合すると、本格的に工事が始まった形跡は見られない。

工事自体もかなりの難工事が予想される。標高差があるためパナマ運河同様、閘門(こうもん)式運河となるほか、距離を稼ぐニカラグア湖は水深が浅いため浚渫(しゅんせつ)工事が必要になる。人造湖の建設については全く手つかずの様相である。

詳細な報告が出ているのは環境アセスメントだけで、運河の収益性の見通しなどは一切発表されておらず、資金調達も不明である。

計画が具体性を欠いているだけでなく、ニカラグアを支援する友好国に陰りがみられることも、計画への不安材料となっている。ニカラグアの与党は左派のサンディニスタ民族解放戦線(FSLN)である。FSLN政権下で、同国は米州ボリバル同盟(ALBA)という左翼政権の同盟に参加している。友好国はキューバ、ベネズエラ、エクアドル、ボリビアなどで、イランやロシアとも武器購入などで関係が密である。

特にベネズエラからは破格の条件で石油の提供を受けていた。しかし、ベネズエラ経

済は現在、危機的状況を迎えている。ニカラグア経済はこれまでのところ好調であるが、今後はベネズエラからの援助は期待できず、先行きへの懸念材料となっている。

戦略的な意味から中国は物的・人的な援助を申し出ているが、中国自身の経済も悪化しており、事業への意欲が減退していることも考えられる。実際、ベネズエラで中国は鉄道敷設事業を中断、事実上撤退した可能性がある。

内政面でもオルテガ大統領が次第に独裁色を強めていることが懸念される。オルテガ大統領は憲法の多選禁止規定を廃止し長期政権への足場を固めているだけでなく、次回大統領選では夫人を副大統領候補とし、一族支配を強めるとみられる。

しかし、ラテンアメリカの独裁的左派政権はポピュリスト政策を採った挙句に経済政策で行き詰り、不安定化する例が少なくない。近いところではアルゼンチンのフェルナンデス政権、ベネズエラのチャベス政権が、そうした例として挙げられよう。現状、オルテガ大統領の支配力は強いものの、類似政権と同じ轍を踏む可能性にも留意しておく必要がある。

このように考えてみると、ニカラグア運河計画の実現にはまだまだ高いハードルが残っており、今後については予断を持たずに見守る必要がある。

具体的には、中国企業が施工する以上まずは太平洋岸のブリト一港が拠点となる。この港の整備状況が、計画全体の試金石となるだろう。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2016 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934（代）ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>